

令和4年6月2日

令和4年第2回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

| 議 案 | | 事 件 名 | 頁 |
|-----|----|--|----|
| 種別 | 番号 | | |
| 報告 | 7 | 処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件 | 1 |
| 〃 | 8 | 繰越明許費繰越報告の件 | 3 |
| 〃 | 9 | 建設改良費繰越報告の件 | 6 |
| 〃 | 10 | 建設改良費繰越報告の件 | 8 |
| 〃 | 11 | 処分報告（令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第2号））の件 | 10 |
| 〃 | 12 | 令和4事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件 | 14 |
| 議案 | 40 | 附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | 16 |
| 〃 | 41 | 貝塚市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 | 17 |
| 〃 | 42 | 貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例制定の件 | 20 |
| 〃 | 43 | 貝塚市の環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例の一部を改正する条例制定の件 | 21 |
| 〃 | 44 | 貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件 | 23 |
| 〃 | 45 | 令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第3号）の件 | 24 |
| 〃 | 46 | 令和4年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第1号）の件 | 29 |

報告第 7 号

処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したものであるので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日処分

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 16 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第 1 項第 5 号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第51条第 9 項中「第321条の 8 第60項」を「第321条の 8 第62項」に、「同条第60項」を「同条第 62 項」に改め、同条第15項中「第321条の 8 第69項」を「第321条の 8 第71項」に改める。

第94条第 2 号イ(ア)中「2,900円」を「2,400円」に改め、同号イ(イ)中「5,400円」を「5,900円」に改める。

附則第16条第 2 項中「4分の 3」を「5分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第 4 項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第 5 項中「附則第15条第24項第 1 号」を「附則第15条第23項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第15条第24項第 2 号」を「附則第15条第23項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第15条第 24 項第 3 号」を「附則第15条第23項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第15条第25項第 1 号」を「附則第15条第24項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第15条第25項第 2 号」を「附則第15条第 24 項第 2 号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第 1 号イ」を「附則第15条第26項第 1 号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第 1 号ロ」を「附則第15条第26項第 1 号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第 1 号ハ」を「附則第15条第26項第 1 号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第 1 号ニ」を「附則第15条第26項第 1 号ニ」に改め、同条第14項中「附則第 15 条第27項第 2 号イ」を「附則第15条第26項第 2 号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項 第 2 号ロ」を「附則第15条第26項第 2 号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第 2 号ハ」 を「附則第15条第26項第 2 号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第 3 号イ」を「附則第 15 条第26項第 3 号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第 3 号ロ」を「附則第15条第26項 第 3 号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第 3 号ハ」を「附則第15条第26項第 3 号ハ」 に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則 第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15 条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24 項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を 第26項とし、第24項の次に次の 1 項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第17条第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第20条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第29条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第29条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第29条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第29条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第29条の6を附則第29条の7とし、附則第29条の5の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

第29条の6 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第30条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第40条中「附則第31条」を「附則第30条、第31条」に改める。

附則第41条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の貝塚市市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 8 号

繰越明許費繰越報告の件

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度貝塚市一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和3年度 貝塚市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|-----|-----------|-------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国・府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2. | 3. | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 総務費 | 戸籍住民基本台帳費 | 住民基本台帳事務 | 3,850,000 | 3,850,000 | 0 | 3,849,000 | 0 | 0 | 1,000 |
| 3. | 1. | | | | | | | | |
| 民生費 | 社会福祉費 | 非課税世帯等臨時特別給付金事業 | 1,855,066,000 | 896,982,000 | 0 | 896,981,000 | 0 | 0 | 1,000 |
| 3. | 2. | | | | | | | | |
| 民生費 | 児童福祉費 | 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業 | 5,400,000 | 5,400,000 | 0 | 5,399,000 | 0 | 0 | 1,000 |
| 3. | 2. | | | | | | | | |
| 民生費 | 児童福祉費 | すくすく子ども館施設等整備事業 | 5,178,000 | 2,978,000 | 0 | 0 | 2,100,000 | 0 | 878,000 |
| 8. | 2. | | | | | | | | |
| 土木費 | 道路橋梁費 | 道路新設改良事業（市内一円） | 7,000,000 | 2,327,600 | 0 | 0 | 1,800,000 | 0 | 527,600 |
| 8. | 2. | | | | | | | | |
| 土木費 | 道路橋梁費 | 東貝塚駅前広場アクセス道路等整備事業 | 30,000,000 | 26,030,000 | 0 | 0 | 22,200,000 | 0 | 3,830,000 |
| 8. | 2. | | | | | | | | |
| 土木費 | 道路橋梁費 | 橋梁新設改良事業 | 26,000,000 | 4,200,000 | 0 | 0 | 3,500,000 | 0 | 700,000 |
| 8. | 3. | | | | | | | | |
| 土木費 | 河川費 | 河川維持補修事業 | 4,000,000 | 3,069,000 | 0 | 0 | 2,900,000 | 0 | 169,000 |
| 8. | 5. | | | | | | | | |
| 土木費 | 都市計画費 | バリアフリー化整備推進事業（JR東貝塚駅） | 160,840,000 | 160,840,000 | 52,340,000 | 0 | 108,500,000 | 0 | 0 |
| 8. | 5. | | | | | | | | |
| 土木費 | 都市計画費 | 災害対策事業（排水路維持管理事業） | 588,000 | 588,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 588,000 |

| | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------------------------|---------------|---------------|------------|-------------|-------------|---|------------|
| 8. 土木費 | 6. 住宅費 | 市営住宅官民連携事業 | 140,000,000 | 134,727,000 | 0 | 18,726,000 | 104,400,000 | 0 | 11,601,000 |
| 9. 消防費 | 1. 消防費 | 消防水利等設置事業（臨時） | 11,583,000 | 9,959,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9,959,400 |
| 9. 消防費 | 1. 消防費 | 移動系防災行政無線更新事業 | 22,913,000 | 22,913,000 | 0 | 0 | 21,700,000 | 0 | 1,213,000 |
| 10. 教育費 | 2. 小学校費 | 学校保健特別対策事業 | 14,850,000 | 14,850,000 | 0 | 14,848,000 | 0 | 0 | 2,000 |
| 10. 教育費 | 2. 小学校費 | 小学校トイレ改修事業 | 78,584,000 | 78,584,000 | 0 | 30,291,000 | 43,400,000 | 0 | 4,893,000 |
| 10. 教育費 | 3. 中学校費 | 学校保健特別対策事業 | 7,650,000 | 7,650,000 | 0 | 7,648,000 | 0 | 0 | 2,000 |
| 10. 教育費 | 3. 中学校費 | 中学校屋内運動場空調設備設置 及び照明LED化事業 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | 0 | 800,000 | 0 | 200,000 |
| 合計 | | | 2,374,502,000 | 1,375,948,000 | 52,340,000 | 977,742,000 | 311,300,000 | 0 | 34,566,000 |

報告第 9 号

建設改良費繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度貝塚市水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和3年度貝塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | 不用額 | 翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額 | 説明 |
|-------------|-------------|----------------------------|-----------------|-------------|-----------------|--------|-----------------|--------|--|---|
| | | | | | | 企業債 | 損益勘定 留保資金 | | | |
| 1. 資本的支出 | 1. 建設改良費 | 小瀬神前線配水管 布設替工事(そ の1) | 円 53,050,800 | 円 0 | 円 53,050,800 | 円 0 | 円 53,050,800 | 円 0 | 円 0 | 関係者との調整に日 時を要したことによ り、やむなく繰越を必 要とした。 |

報告第 10 号

建設改良費繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度貝塚市下水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 3 年度貝塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | 不用額 | 翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額 | 説明 |
|-------------|-------------|--|------------------|-------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|--|---|
| | | | | | | 国庫 補助金 | 企業債 | 損益勘定 留保資金 | | | |
| 1. 資本的支出 | 1. 建設改良費 | 木積三ツ松処理 分区污水管布設 工事第 4 工区 | 円 93,400,000 | 円 0 | 円 89,892,000 | 円 44,514,250 | 円 45,370,000 | 円 7,750 | 円 3,508,000 | 円 0 | 新型コロナウイルス の影響により管材料 メーカーの工場生産 が縮小されたことが 原因で材料の出荷が 止まったことによ る。 |
| | | 貝塚市公共下水 道津田雨水ポン プ場及び二色の 浜雨水ポンプ場 建設工事委託(耐 震・耐津波補強工 事) | 円 140,000,000 | 円 0 | 円 100,900,000 | 円 40,000,000 | 円 60,900,000 | 円 0 | 円 39,100,000 | 円 0 | 入札不調・不落が発 生し、その対応及び 再公告手続きに時間 を要したことによ る。 |
| | | 貝塚市公共下水 道津田雨水ポン プ場及び二色の 浜雨水ポンプ場 建設工事委託(設 備工事) | 円 162,000,000 | 円 0 | 円 150,760,000 | 円 63,000,000 | 円 87,700,000 | 円 60,000 | 円 11,240,000 | 円 0 | 本工事と工程調整が 必要となる耐震・耐 津波補強工事に入札 不調・不落が発生し、 本工事着手が遅れた ことによる。 |

報告第 11 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第2号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,766,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月20日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|------------|---------|------------|
| 14. 国庫支出金 | | 7,390,601 | 186,445 | 7,577,046 |
| | 2. 国庫補助金 | 1,297,025 | 186,445 | 1,483,470 |
| 歳入合計 | | 36,580,313 | 186,445 | 36,766,758 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|----------|------------|---------|------------|
| 3. 民生費 | | 17,483,039 | 168,195 | 17,651,234 |
| | 2. 児童福祉費 | 7,441,333 | 168,195 | 7,609,528 |
| 4. 衛生費 | | 3,658,610 | 18,250 | 3,676,860 |
| | 1. 保健衛生費 | 1,158,465 | 18,250 | 1,176,715 |
| 歳 | 出 | 合 | 計 | |
| | | 36,580,313 | 186,445 | 36,766,758 |

報告第 1 2 号

令和 4 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 4 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業計画を次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 4 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画

| 事 業 の 方 針 |
|--|
| <p>【方針】</p> <p>方針 1. 市民の参加、参画を重要視した事業運営</p> <p>方針 2. 芸術性の高い内容、演者、アーティストの選択</p> <p>方針 3. 地域との連携</p> |

| 事 業 | 事 業 の 概 要 |
|----------------------|---|
| コスモスシアターの管理、 運營業務 | <ul style="list-style-type: none">・シアターの活性化や賑わい作りを行う。・建物、備品の経年劣化を踏まえ、効率のいい施設管理を行う。・公共施設として、適切な維持管理を行う。 |
| 自主、受託事業の企画、 実施業務 | <ul style="list-style-type: none">・地域文化の担い手である次世代育成として、貝塚市をはじめ泉州地域の小中高生の文化活動を支援する。・貝塚市や地域との連携を活かした事業に取り組む。・上質な文化・芸術に触れる機会を提供する。・既存事業については十分な検証を行い、継続性にとらわれることなく洗練していく。・財源確保に努め、利用率の向上に向けて積極的かつ効率的な営業、宣伝活動を行う。 |

令和4事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団予算

令和4事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算については、次に定めるところによる。

(収支予算)

- 1 令和4事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算は、収入を234,718千円、支出を234,718千円とする。
- 2 収入支出予算の科目ごとの金額は、次による。

収入の部 (単位:千円)

| 大 科 目 | 予 算 額 |
|----------|---------|
| 基本財産運用収入 | 0 |
| 事業収入 | 231,068 |
| 雑収入 | 3,650 |
| 当期収入合計 | 234,718 |
| 前期繰越収支差額 | 0 |
| 収入合計 | 234,718 |

支出の部 (単位:千円)

| 大 科 目 | 予 算 額 |
|----------|---------|
| 事業支出 | 232,858 |
| 管理費 | 1,860 |
| 当期支出合計 | 234,718 |
| 当期収支差額 | 0 |
| 次期繰越収支差額 | 0 |

借入金限度額 5,000,000円

議案第 40 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年6月2日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例

(附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | |
|-------|-----------------|-------------------------------|
| 教育委員会 | 貝塚市奨学生選考委員 会 | 奨学資金貸与者の選定についての調査審議 に関する事務 |
|-------|-----------------|-------------------------------|

を

| | | |
|-------|-------------------------|---------------------------------------|
| 教育委員会 | 貝塚市奨学生選考委員 会 | 奨学資金貸与者の選定についての調査審議 に関する事務 |
| | 貝塚市文化財保存活用 地域計画策定協議会 | 文化財保存活用地域計画の策定及び変更につ いての調査審議に関する事務 |

に、

を

| | |
|------------|--|
| 貝塚市教育支援委員会 | 本市に在住する障害等のある児童生徒等の 適切な就学についての調査及び審議並びに 継続的な教育の支援についての助言に関する 事務 |
|------------|--|

に改め

| | |
|-----------------------|--|
| 貝塚市教育支援委員会 | 本市に在住する障害等のある児童生徒等の 適切な就学についての調査及び審議並びに 継続的な教育の支援についての助言に関する 事務 |
| 貝塚市立義務教育学校 開校準備委員会 | 新たに設置する市立義務教育学校の開校準 備について必要な事項の調査審議に関する 事務 |

る。

(貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条
 例第336号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

| | | |
|-------------------|----------|---|
| 貝塚市文化財保護審 議会委員 | 同 8,000円 | 同 |
|-------------------|----------|---|

を

| | | |
|-----------------------|----------|---|
| 貝塚市文化財保護審議会委員 | 同 8,000円 | 同 |
| 貝塚市文化財保存活用地域計画策定協議会委員 | 同 8,000円 | 同 |

に、

| | | |
|--------------|------------|---|
| 貝塚市教育支援委員会委員 | 年額 10,000円 | 同 |
|--------------|------------|---|

を

| | | |
|---------------------|------------|---|
| 貝塚市教育支援委員会委員 | 年額 10,000円 | 同 |
| 貝塚市立義務教育学校開校準備委員会委員 | 同 10,000円 | 同 |

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

貝塚市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市市税条例等の一部を改正する条例

(貝塚市市税条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市市税条例(平成25年貝塚市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第18条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第18条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第25条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第28条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第29条第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第30条の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第31条の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第55条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第60条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第12条第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条第25項中「規定する」の次に「固定資産税に係る」を加える。

附則第25条第3項中「附則第29条の5第3項」を「附則第29条の5第4項」に改める。

附則第44条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第47条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第57条第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第58条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第58条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第66条を削る。

（貝塚市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 貝塚市市税条例の一部を改正する条例（令和3年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第16条第2項及び第31条第1項並びに附則第6条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中貝塚市市税条例附則第16条第25項及び第25条第3項の改正規定 公布の日
- （2） 第1条中貝塚市市税条例第30条の見出し及び同条第1項並びに第31条の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第12条第1項及び第47条第3項の改正規定並びに同条例附則第66条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- （3） 第1条中貝塚市市税条例第18条第4項及び第6項、第25条第1項及び第2項、第28条第1項ただし書及び第2項、第29条第2項及び第3項並びに第60条の改正規定並びに同条例附則第44条第2項、第57条第4項並びに第58条第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（貝塚市市税条例の一部を改正する条例（令和3年貝塚市条例第14号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- （4） 第1条中貝塚市市税条例第10条の改正規定及び次条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後の貝塚市市税条例第10条（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の貝塚市市税条例（以下「新条例」という。）第30条第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第30条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の貝塚市市税条例（次項において「旧条例」という。）第30条第1項に規定する給与に

ついて提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第31条第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第31条第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第31条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の貝塚市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第42号

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年6月2日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例

貝塚市職員給与条例（昭和23年貝塚市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2ア 事務、技能職給料表等級別基準職務表1級の項中「病院の」の次に「副院長（看護師に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

貝塚市の環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市の環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市の環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例の一部を改正する条例

貝塚市の環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例（平成24年貝塚市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貝塚市空き家等対策の推進に関する条例

第1条中「条例は」の次に「、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるもののほか」を、「空き地」の次に「（以下「空き家等」という。）」を加え、「事を」を「ことを」に改める。

第2条第3号イ中「火災及び犯罪が誘発される」を「火災が発生し、又は犯罪を誘発する」に改め、同号ウ中「空き家又は空き地内」を「空き家等の敷地内」に改め、同条第4号中「通勤」を「通勤し、」に、「空き家又は空き地の所有者又は法人を含む管理者」を「所有者等」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）所有者等 空き家又は空き地の所有者又は管理者をいう。

第3条中「管理不全の状態」を「管理不全な状態」に、「空き家及び空き地」を「空き家等」に、「景観、又は」を「景観又は」に、「事」を「こと」に改める。

第6条の見出し中「空き家、空き地」を「空き家等」に改め、同条第1項中「空き家又は空き地の所有者又は管理者（以下「空き家、空き地の所有者等」という。）は、当該空き家又は空き地」を「所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等」に、「空き家又は空き地を」を「これらを」に改め、同条第2項中「空き家、空き地の」を削り、「当該空き家又は空き地」を「空き家等」に、「空き家又は空き地を」を「空き家等を」に改める。

第7条中「空き家、空き地」及び「該当空き家又は空き地」を「空き家等」に、「である事」を「であること」に、「事を」を「ことを」に改める。

第10条から第13条までを次のように改める。

（所有者等による管理不全な状態である空き家等の適切な管理の促進）

第10条 市長は、所有者等による管理不全な状態である空き家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（管理不全な状態である空き家等に対する措置）

第11条 市長は、管理不全な状態である空き家等の所有者等に対し、当該管理不全な状態である空き家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない管理不全な状態である空き家については、建築物の除却を除く。次

- 項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該管理不全な状態である空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 4 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他空き家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 10 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る空き家等に設置することができる。この場合においては、その所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 11 第3項の規定による命令については、貝塚市行政手続条例（平成8年貝塚市条例第30号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（代執行）

第12条 市長は、前条第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 2 市長は、前項の規定による処分に要した費用を前条第3項の規定による命令を受けた者から徴収するものとする。

（応急措置）

第13条 前2条の規定にかかわらず、市長は、管理不全な状態である空き家等について、市民等の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、これを防止するため必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、その費用を当該所有者等から徴収するものとする。ただし、過失がなく、当該所有者等を確認することができないときその他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第14条及び第15条を削る。

第16条中「緊急を要する場合」を「前条第1項の措置を講ずるとき」に、「措置を講ずること」を「協力」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「第12条の」を「第11条第3項の規定による」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、5万円以下の過料に処する。

第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第44号

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年6月2日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市立幼稚園条例の一部を改正する条例

貝塚市立幼稚園条例（昭和30年貝塚市条例第296号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表貝塚市立東幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第 45 号

令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件

令和 4 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 4 7, 0 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7, 5 1 3, 7 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|------------|---------|------------|
| 14. 国庫支出金 | | 7,577,046 | 111,229 | 7,688,275 |
| | 2. 国庫補助金 | 1,483,470 | 111,229 | 1,594,699 |
| 15. 府支出金 | | 2,929,523 | 1,503 | 2,931,026 |
| | 2. 府補助金 | 546,407 | 1,503 | 547,910 |
| 17. 寄附金 | | 704,930 | 2,500 | 707,430 |
| | 1. 寄附金 | 704,930 | 2,500 | 707,430 |
| 18. 繰入金 | | 1,854,464 | 420,071 | 2,274,535 |
| | 1. 基金繰入金 | 1,849,676 | 420,071 | 2,269,747 |
| 20. 諸収入 | | 552,956 | 2,500 | 555,456 |
| | 5. 雑入 | 216,274 | 2,500 | 218,774 |
| 21. 市債 | | 3,105,430 | 209,200 | 3,314,630 |
| | 1. 市債 | 3,105,430 | 209,200 | 3,314,630 |
| 歳 入 合 計 | | 36,766,758 | 747,003 | 37,513,761 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|----------|------------|---------|------------|
| 2. 総務費 | | 4,876,732 | 363,600 | 5,240,332 |
| | 1. 総務管理費 | 4,106,530 | 363,412 | 4,469,942 |
| | 2. 徴税費 | 329,136 | 188 | 329,324 |
| 3. 民生費 | | 17,651,234 | 22,638 | 17,673,872 |
| | 2. 児童福祉費 | 7,609,528 | 22,638 | 7,632,166 |
| 4. 衛生費 | | 3,676,860 | 56,037 | 3,732,897 |
| | 1. 保健衛生費 | 1,176,715 | 5,135 | 1,181,850 |
| | 2. 清掃費 | 1,538,215 | 48,402 | 1,586,617 |
| | 3. 病院費 | 950,132 | 2,500 | 952,632 |
| 7. 商工費 | | 230,508 | 103,570 | 334,078 |
| | 1. 商工費 | 230,508 | 103,570 | 334,078 |
| 8. 土木費 | | 2,810,624 | 57,517 | 2,868,141 |
| | 1. 土木管理費 | 146,834 | 4,800 | 151,634 |
| | 2. 道路橋梁費 | 872,535 | 8,000 | 880,535 |
| | 5. 都市計画費 | 1,444,679 | 38,975 | 1,483,654 |
| | 6. 住宅費 | 321,213 | 5,742 | 326,955 |
| 9. 消防費 | | 1,329,637 | 12,798 | 1,342,435 |
| | 1. 消防費 | 1,329,637 | 12,798 | 1,342,435 |
| 10. 教育費 | | 3,014,253 | 130,843 | 3,145,096 |
| | 1. 教育総務費 | 410,317 | 4,292 | 414,609 |
| | 4. 幼稚園費 | 276,821 | 16,330 | 293,151 |
| | 5. 社会教育費 | 491,409 | 110,221 | 601,630 |
| 歳 出 | 合 計 | 36,766,758 | 747,003 | 37,513,761 |

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------|-------------|----------|
| 三館等合同施設整備事業 | 令和4年度～令和5年度 | 42,524千円 |
| めぐりつながりあい事業 | 令和4年度～令和8年度 | 68,000千円 |
| 貝塚市文化財保存活用地域計画策定支援業務 | 令和4年度～令和6年度 | 8,240千円 |
| 山手地区公民館大規模改修事業 | 令和4年度～令和5年度 | 57,783千円 |

第3表 地方債補正

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | | | | | | 補 正 後 | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------|--------------------|---|-------|------|------|------------------------------|---|--|-------|-------|----|-------|------|------|------|-----|-----|----|----|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | | | | | 備 考 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | | | | | 備 考 | | |
| | | | | 借入先 | 償還期限 | 据置期間 | 償還方法 | その他 | | | | | 借入先 | 償還期限 | 据置期間 | 償還方法 | その他 | | | |
| せんごくの社整備事業 | 千円 | 証券借入 又は 証券発行 | 年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府 | 年以内 | 年以内 | 年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等若しくは満期一括償還 | 左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。 | 証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。 | 千円 | 同左 | 同左 | 同左 | 年以内 | 年以内 | 同左 | 同左 | 同左 | | |
| ひと・ふれあいセンター施設整備事業 | | | | その他 | | | | | | 30 | | | | 5 | 30 | | | | 5 | |
| 保健福祉合同庁舎整備事業 | | | | | | | | | | 15 | | | | 5 | | | | | | |
| 清掃運搬施設整備事業 | | | | | | | | | | 15 | | | | 3 | | | | | | |
| し尿処理施設整備事業 | | | | | | | | | | 15 | | | | 3 | | | | | | |
| 都市浸水対策整備事業 | 35,500 | | | | | 20 | | | | 5 | | | | | | | | | 同左 | 同左 |
| 学校施設整備事業 | 491,400 | | | | | 25 | | | | 3 | | | | | | | | | 同左 | 同左 |
| 図書館施設整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 20 | 3 |
| 公民館施設整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 30 | 5 |
| 公共施設等除却 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 10 | 0 |
| 起債合計 | 3,105,430 | | | | | | | | 3,314,630 | | | | | | | | | | | |

議案第 46 号

令和 4 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 4 年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度貝塚市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業

| | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 管路建設費 事業費 | 1,449,967千円 | 3,000千円 | 1,452,967千円 |

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|--------------|-------------|---------|-------------|
| | 収 | 入 | |
| 第 1 款 資本的収入 | 2,290,232千円 | 3,000千円 | 2,293,232千円 |
| 第 3 項 他会計補助金 | 65,368千円 | 3,000千円 | 68,368千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第 1 款 資本的支出 | 3,180,568千円 | 3,000千円 | 3,183,568千円 |
| 第 1 項 建設改良費 | 1,725,709千円 | 3,000千円 | 1,728,709千円 |

第 4 条 予算第 10 条に定めた「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、530,657千円である。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、533,657千円である。」に改める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

貝塚市長 酒 井 了